

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和三十一年度に係る衛生部各課の定期監査の結果公表

監 査 公 告

鳥取県監査公告第百六十四号

地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和三十一年度に係る衛生部各課の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十一年二月十五日

鳥取県監査委員

松 本 利 治

同

山 本 四 郎

同

小 谷 善 高

同

上 根 政 幸

監 査 簡 所 執 行 年 月 日

衛 生 課 昭和三十一年十月十一日監査

予 防 課 同

予 衛 生 課 昭和三十一年十月十一日監査

監 査 委 員 近 藤 伝 一

同 山 本 四 郎

一、保健所の運営方針につき根本的検討を加え更に保健衛生の進展を期すること。

近來頃に保健衛生思想の昂揚と保健所存在の認識が高まつて来たことは誠に結構であるが、一面現在の組織及び運営方針を以つてしては活動に自ら限度があり県はこの様な現状から第一線機関の諸施設の整備、職員の実強化に併行し更に、市町村その他実施機関の自主的活動を促進助長する如く保健衛生行政の運営方針に検討を加え適切な措置を講ずべきものと認められる。

なお会計事務につき充一を欠き遺憾なものが多いので
県会計当局は確固たる指導が必要である。

所 県